

川越市公式ホームページシステム
構築及び運用管理業務委託
公募型プロポーザル実施要領
(兼募集要項及び説明書)

令和6年4月

川越市

目次

1. 概要	2
2. 参加要件等	4
3. 応募方法等	5
4. 質問及び回答	6
5. 企画提案書等	7
6. 審査方法	8
7. 留意事項	10
8. 問い合わせ先（事務局）	10

1. 概要

(1) 業務名

川越市公式ホームページシステム構築及び運用管理業務委託

(2) 業務目的

本業務は、川越市公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）の再構築及び構築したホームページの適正な運用を行うことにより、現行の市ホームページが有する課題を解決し、利用者の利便性を向上させるとともに、本市職員の業務効率化を図ることを目的とする。

(3) 履行場所

埼玉県川越市元町1丁目3番地1 川越市役所広報室

(4) 履行内容

「川越市公式ホームページシステム構築及び運用管理業務委託仕様書」のとおり。

(5) 履行期間等

契約締結の日から令和11年12月31日までとする。履行期間における業務内容は以下のとおり。

① システム構築業務

契約締結の日から令和6年12月31日までとする。

なお、リニューアル後のホームページ公開予定日は令和6年12月24日とするが、詳細な日程は本市と受託事業者で協議の上、決定することとする。

② 運用・保守業務

リニューアル後のホームページ公開日から令和11年12月31日までとする。

(6) 見積上限額

88,550千円（金額の内訳は以下のとおり。）

① 業務全体の見積上限額

構築業務	42,680千円
保守・運用業務（5年間）	45,870千円
合計	88,550千円

② 各年度の見積上限額

令和6年度	44,974千円
令和7年度	9,174千円
令和8年度	9,174千円
令和9年度	9,174千円

令和10年度	9, 174千円
令和11年度	6, 880千円

※いずれも消費税及び地方消費税を含む。

※令和7年度～令和11年度は債務負担行為を設定済み。

※上記は契約予定額を示すものではない。契約額及び各年度の支払額は本市と受託事業者で協議の上、決定する。

(7) 委託金の支払い

① システム構築業務委託

完了払いとし、令和7年3月31日までに支払うこととする。

② 運用・保守業務委託

完了払いとし、各月分を毎月払いとする。

(8) スケジュール（ただし、変更が生じる可能性がある。）

No.	内容	日程
1	手続開始の公告	令和6年4月10日（水）
2	公募型プロポーザル参加表明書兼参加資格確認申請書等の提出期限	令和6年4月22日（月）17時まで
3	提案に係る全ての質問の受付	令和6年4月25日（木）17時まで
4	上記 No. 3 の最終回答日（回答期限）	令和6年4月30日（火）
5	企画提案書の提出期限	令和6年5月10日（金）17時まで
6	一次審査（書類審査）及び結果通知	令和6年5月中旬
7	操作デモンストレーション審査	令和6年5月17日（金）
8	プレゼンテーション審査及び最終審査	令和6年5月22日（水）
9	優先交渉権者の決定及び結果通知	令和6年5月下旬
10	仕様確認・調整、金額の協議等	令和6年6月上旬から下旬
11	契約締結	令和6年7月初旬
12	システム構築期間	契約締結の日から 令和6年12月31日（火） まで

2. 参加要件等

(1) 参加要件

このプロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、本要領の公告日において、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

- ① 川越市競争入札参加者の資格等に関する規程(平成6年告示第351号)に基づく令和5・6年度川越市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）において、営業種目「電算業務」または「その他の業務委託」に登載されていること。ただし、当該名簿未登載の者であっても、公募型プロポーザル参加表明書兼参加資格確認申請書（様式1）に必要書類を添付し、参加することができる。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ④ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会指定のプライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認定を受けており、定期的に更新がされていること。
- ⑤ 参加者又は役員等が、川越市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- ⑦ 納付すべき法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

(2) 失格事項

以下の事項に該当した者は、評価等に関わらず失格とする。

- ① 本要領に定める参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提出した書類等に虚偽の記載を行ったとき
- ③ 見積額が見積上限額を超えているとき

- ④ 期限までに所定の手続きをしなかったとき
- ⑤ その他、本プロポーザルへの参加にあたり信義に反する行為等があったとき

3. 応募方法等

(1) 応募方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下の募集期間内に必要書類を直接持参又は郵送（簡易書留）で提出すること。

(2) 募集期間

令和6年4月10日（水）から4月22日（月）17時まで
 受付時間は平日9時から17時までとし、郵送の場合は必着とする。

(3) 受付場所

〒350-8601 埼玉県川越市元町1丁目3番地1 川越市役所広報室

(4) 必要書類

- ① 以下の必要書類のうち、「必須書類」(No.1～5)はすべての者が提出すること。「追加書類」(No.6～12)は、資格者名簿の営業種目「電算業務」または「その他の業務委託」に登載されていない者のみ提出すること。なお、「その他」については、必要に応じて提出すること。

- ③ 提出部数は各1部とする。

(必要書類一覧)

区分	No.	書類名	様式	備考
必須書類	1	公募型プロポーザル参加表明書兼参加資格確認申請書	様式1	代表印を押印。
	2	定款の写し及び会社のパンフレット		
	3	誓約書	様式2	代表印を押印。
	4	システム導入実績一覧	様式3	
	5	プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会）を取得していること又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認定を証する書類の写し		

追加書類	6	使用印鑑届	様式 4	
	7	委任状	様式 5	代理人（支店・営業所等）を置く場合のみ提出。
	8	直近 3 年間の財務諸表（写し）		
	9	経営規模等総括表	様式 6	
	10	納税証明書等申請書兼証明書及び委任状	様式 7	市内本店又は市内営業所が参加する場合のみ提出。
	11	納税証明書（※）		写し可。 提出日から 3 か月以内に発行されたものに限る。
	12	履歴事項（全部）証明書		
その他	13	Google Analytics データのアクセス権限付与について	様式 8	提案内容の検討にあたり、任意で提出。

※納税証明書「その 3 の 3」（「法人税」と「消費税及地方消費税」に滞納がないことに係る証明書（法人用））とする。

4. 質問及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、「質問書」（様式 9）に質問内容を簡潔に記載し、受付期間内に電子メールで提出すること。

受付期間内であれば、複数回の送付も可とするが、可能な限り 1 回にまとめること。

(1) 受付期間

令和 6 年 4 月 10 日（水）から 4 月 25 日（木） 17 時まで

(2) 提出先

川越市役所 広報室

メールアドレス： koho★city.kawagoe.lg.jp（送信時は★を@に置き換え）

(3) 質問の回答

随時、回答を市ホームページで公開するとともに、令和 6 年 4 月 30 日（火）までに、全ての質問及び回答を市ホームページ上で公開する。

(4) その他

- ① 質問者の名称等については公表しない。
- ② 審査に関する質問については回答しない。

5. 企画提案書等

(1) 企画提案書

企画提案書は1者につき1点の提出とし、その構成等は以下のとおりとする。

① 体裁

A4用紙、横向き、両面印刷、長辺綴じとし、文字サイズは原則12ポイント以上とする。ただし、図表等についてA3用紙を用いることも可とするが、その際はA4版に折り込むこと。

② 表紙

題名を「川越市公式ホームページリニューアル業務及びシステム保守・運用業務委託に関する企画提案書」とし、正本のみ表紙に提出日及び提案者の名称を記述すること。(副本には提出日及び提案者の名称を記述しないこと。)

③ 目次

章、節、項について目次を作成し、参照先のページ番号を記述すること。

④ 本編

別紙「企画提案書記述項目一覧」に従い、以下の点に留意し作成すること。

- ・日本語で記述し、できる限り平易な用語を用いること。専門用語や略語等を用いる場合には、説明書きを加えること。
- ・80ページ（表紙、目次等を含む。）を上限とし、要点を明確に記述すること。なお、A3用紙は2ページ分として扱う。
- ・「仕様書」の内容はいずれも必須要件であるため、十分留意すること。
- ・本編の各ページには、ページ番号を記述すること。

⑤ 構成

- ・項目番号の付け方は、以下のとおりとする（「企画提案書記述項目一覧」の項目番号に対応）。なお、以下の項目番号で不足が生じる場合や資料構成上でやむを得ない場合は、企画提案者側で適宜設定して差し支えない。

章 . . . 1
節 . . . 1. 1
項 . . . 1. 1. 1
以下 . . . (1)

(2) CMS等機能要件一覧

① 「記入欄」に各項目の対応方法を記述すること。

② 「必須項目」は業務遂行上不可欠な項目であるため、1項目でも満たしていない場合は、失格とする。「推奨項目」については、必ずしも満たす必要はないが、審査の参考とする。なお、各機能について、説明が必要な場合やカスタマイズ等の代替案で実現する場合は、その内容を補足説

明欄に具体的に記入すること。

(3) 動作検証環境情報

本市の CMS 接続環境（仮想ブラウザ（RevoWorks SCVX））での動作保証をしていない場合は、以下により動作検証用のデモ環境情報等を提出すること。

- ① デモ環境ログイン情報（URL、ID、パスワード等。自由書式）
- ② 検証用シナリオ及び簡易マニュアル（自由書式）
- ③ その他動作検証に必要な情報等

(4) 提出書類・提出部数

- ① 企画提案書及び CMS 等機能要件一覧

正本 1 部、副本 10 部及び電子データ（CD-R 又は DVD-R） 1 部

- ② 見積書（様式 10）

正本 1 部

- ③ 提案見積明細書（様式 11）

正本 1 部

- ④ 動作検証環境情報

電子データ（CD-R 又は DVD-R）※①の媒体に含めて構わない。

(5) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留）

(6) 提出期限

令和 6 年 5 月 10 日（金） 17 時まで

受付時間は平日 9 時から 17 時までとし、郵送の場合は必着とする。

(7) 提出先

〒350-8601 埼玉県川越市元町 1 丁目 3 番地 1 川越市役所広報室

6. 審査方法

(1) 審査委員会の設置

本プロポーザル業務に当たり、公平性、透明性、客観性等を確保するため、「川越市プロポーザル方式の実施に関する基本指針」（令和 2 年 3 月 25 日市長決裁）に基づき、「川越市公式ホームページシステム構築及び運用管理に係る審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。審査委員会の委員構成は以下のとおりとする。

委員長：秘書広報監

副委員長：情報政策担当部長

委員：総合政策部長、こども未来部長及び産業観光部長

(2) 審査主体

このプロポーザル業務に関する審査は、審査委員会により行うこととする。

(3) 事務局

審査委員会の庶務を執り行う事務局は、広報室とする。

(4) 一次審査

参加資格の有無や審査書類の内容について審査する。

なお、審査方法の詳細は、別紙「川越市公式ホームページシステム構築及び運用管理業務委託公募型プロポーザル審査基準」（以下「審査基準」という。）のとおり。

(5) 一次審査結果の通知

審査結果は令和6年5月中旬に「公募型プロポーザル参加表明書兼参加資格確認申請」（様式1）に記載された電子メール宛てに通知する。

なお、この審査結果についての異議等は認めない。

(6) 最終審査

以下①～⑤の合計得点を算出した上、審査委員会で審議を行い、優先交渉権者を選出する。

① プレゼンテーション審査

② 操作デモンストレーション審査

③ 企画提案書審査（一次審査で算出した「企画提案書」の採点結果に2分の1を掛けた得点を用いる。）

④ 機能要件審査（一次審査で算出した「CMS等機能要件一覧」の採点結果を用いる。）

⑤ 価格点

なお、審査方法の詳細は、別紙「審査基準」ととおり。

(7) 優先交渉権者の決定及び結果通知

最終審査の結果を踏まえて、優先交渉権者を決定し、令和6年6月上旬、企画提案者に郵送で通知する。

(8) その他

審査委員会の審議内容、一次審査での各企画提案者の得点、プレゼンテーション内容等、一連の審査内容については全て非公開とする。

また、審査結果に対する異議申し立てはできないものとする。

なお、最終審査の結果は、その概要を市ホームページで公表する。

7. 留意事項

- (1) 提案のための費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書等に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 本要領に定めのない事項及び本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。
- (5) 「公募型プロポーザル参加表明書兼参加資格確認申請書」(様式1)の提出後、参加を辞退する場合は、「辞退届」(様式12)に必要な事項を記入の上、速やかに川越市役所広報室宛てに提出すること。

8. 問い合わせ先(事務局)

〒350-8601

川越市元町1丁目3番地1 川越市役所広報室

電話 049(224)5495

ファックス 049(225)2171

メールアドレス koho★city.kawagoe.lg.jp (送信時は★を@に置き換え)